

6/18  
厚民福

# 年度の介護市町村に

## 地域医療法案きょうつ成立

介護保険や医療提供体制

を見直す地域医療・介護総合確保推進法案は十七日の参院厚生労働委員会で、与党の賛成多数で可決された。

採決に先立つ十七日の審議で、安倍晋三首相は介護人材確保のため消費税増収

### 地域医療・介護総合確保推進法案のポイント

- ①介護の必要度が低い要支援1、2の人向けの訪問介護と通所介護を市町村の事業に移行
- ②一定以上の所得がある利用者の自己負担割合を1割から2割に引き上げ
- ③特別養護老人ホームへの入所は原則、要介護3以上に限定
- ④患者が死亡した医療事故の第三者機関への届け出と、原因究明のための院内調査を全医療機関に義務付け
- ⑤高度な医療向けの病床からリハビリ病床への転換を促し、在宅医療・介護を推進するため、消費税増収分を活用した基金を都道府県に設置する。

参院厚労委は、二割負担による所得水準について、「過大な負担となる」となる所を定めた。この付帯規定による所を定めた。この付帯規定による所を定めた。

決議を採択した。法案をめぐっては、参院本会議で審議入りした五月二十一日、厚労省が作成した趣旨説明の配布資料にミスが発覚。六月二日に趣旨説明をやり直す事態となり、首相や村木厚子厚労事務次官らが陳謝した。

（要介護度）が低い要支援1、2の人向けの訪問・通所介護を市町村の事業に移行する。特養への入所は原則、中重度の人のための施設に重点化する。

月の介護保険制度開始以来初めてで、一五年八月から実施する。医療事故調査制度では、患者が死亡した医療事故の第三者機関への届け出と、原因究明のための院内調査を全医療機関に義務付けられる。また、高度な医療向け

（要介護度）が低い要支援1、2の人向けの訪問・通所介護を市町村の事業に移行する。特養への入所は原則、中重度の人のための施設に重点化する。

月の介護保険制度開始以来初めてで、一五年八月から実施する。医療事故調査制度では、患者が死亡した医療事故の第三者機関への届け出と、原因究明のための院内調査を全医療機関に義務付けられる。また、高度な医療向け

（要介護度）が低い要支援1、2の人向けの訪問・通所介護を市町村の事業に移行する。特養への入所は原則、中重度の人のための施設に重点化する。

月の介護保険制度開始以来初めてで、一五年八月から実施する。医療事故調査制度では、患者が死亡した医療事故の第三者機関への届け出と、原因究明のための院内調査を全医療機関に義務付けられる。また、高度な医療向け

（要介護度）が低い要支援1、2の人向けの訪問・通所介護を市町村の事業に移行する。特養への入所は原則、中重度の人のための施設に重点化する。

月の介護保険制度開始以来初めてで、一五年八月から実施する。医療事故調査制度では、患者が死亡した医療事故の第三者機関への届け出と、原因究明のための院内調査を全医療機関に義務付けられる。また、高度な医療向け

（要介護度）が低い要支援1、2の人向けの訪問・通所介護を市町村の事業に移行する。特養への入所は原則、中重度の人のための施設に重点化する。

月の介護保険制度開始以来初めてで、一五年八月から実施する。医療事故調査制度では、患者が死亡した医療事故の第三者機関への届け出と、原因究明のための院内調査を全医療機関に義務付けられる。また、高度な医療向け

（要介護度）が低い要支援1、2の人向けの訪問・通所介護を市町村の事業に移行する。特養への入所は原則、中重度の人のための施設に重点化する。

月の介護保険制度開始以来初めてで、一五年八月から実施する。医療事故調査制度では、患者が死亡した医療事故の第三者機関への届け出と、原因究明のための院内調査を全医療機関に義務付けられる。また、高度な医療向け